

稲作生産組織の再編過程と要因

佐藤 勲・前田 尚良・佐藤 多吉

(青森県農業試験場)

1 ま え が き

青森県における稲作生産組織は、40年前半の農村労働力の減少と技術革新に対応して急速に普及し、その多くは機械・施設利用の合理化対策として組織され、これをとおして、技術の高位平準化による増収、省力化がねらいであった。しかし現実にはこの組織化は、零細農家をより一層兼業化へ志向させる結果となり、組織の中核農家が組織の維持と個別経営の発展の間で、苦慮しているのが多くの生産組織の実情である。稲作をとりまく内・外的条件の変化にともない従来の生産

組織は解体あるいは再編の必要性にせまられている。

ここでは青森県稲作生産組織の動向と、集団栽培から作業受託組織に発展再編された一生産組織についてその発展過程と再編要因について述べる。

2 青森県における稲作生産組織

県内の農業生産組織数は47年の全国的な調査の結果からその総数は1549で北海道を除き都府県のうちでは最も多い。また県内の農業地域別では中南及び西北で、いわゆる津軽地帯が数の上からは組織化がすすんでいると云える(第1表)。

第1表 類型別・農業地域別生産組織数

区 分	共同利用組織					集団栽培組織		畜産生産組織	協業経営組織	受託組織	農業生産組織計
	水 稲	果 樹	や さ い	施設園芸	養 蚕	水 稲	や さ い				
全 国	5,093	4,483	378	531	2,541	5,355	921	2,614	4,510	2,787	28,064
東 北	1,571	1,228	62	32	303	1,966	113	537	922	451	6,950
青 森	529	672	26	—	6	82	45	118	58	39	1,549
東 北	3	19	—	—	—	7	1	9	2	—	41
農 西 北	169	142	4	—	—	3	4	15	29	4	370
業 中 南	248	403	7	—	—	62	1	11	23	2	756
地 上 北	49	3	3	—	4	9	38	29	2	31	143
域 三 戸	59	105	12	—	2	1	1	27	1	2	210
下 北	1	—	—	—	—	—	—	27	1	—	29

注. 1. 共同利用組織、集団栽培組織で受託を行なう場合には受託組織にも計上されているので合計とはあわない。

2. 東北農政局青森統計情報事務所(47. 8. 1調査)

この組織化の内容をみると、その多くは機械施設の合理化対策として組織された共同利用型で全体の80%近くである。稲作生産組織についても同様で共同利用組織が529、集団栽培組織が82である。この集団栽培組織にあってもその内容は、品種を統一したうえで機械や施設を共同で利用する共同利用型が大部分を占めており、手労働の共同を行なう共同作業型はきわめて少ない。すなわち、県内の生産組織は機械、施設の補助導入を契機として組織されたもので、その設立年次は他県に比較して新しい。

次にこの稲作生産組織の動向を43年と47年で対比してみると、47年までの間に解散した組織は共同利用組織が184、集団栽培組織33、その他10で、全体からみると稲作関係の組織の解散が目立っている。この解散した理由をみると第1位が「栽培技術の平準化と機械施設の利用競合」28%で、次いで「生産調整によるもの」23%、「資金の償却年限の経過」15%で、発展的に編成替えされた組織は12%にすぎない。また解散後の農家の状態をみると、稲作関係では80%近くが個別に移行している。

3 生産組織再編の過程と要因

ここで紹介するY集落は弘前市街地に隣接し、都市化の影響を強くうけており、これからの農業の方向を定めるにはきわめて困難な条件下にある。戸数は28戸で、このうち農家17戸、経営タイプは水稲単作で外にリンゴがプラスアルファとして若干みられる程

度である。農家の構成は専業3戸、第1兼2戸、第2兼が12戸で、専業は年々減少している。

この地区の集団栽培の発足は42年で、設立当時の参加規模は戸数37戸、面積34haである。この発足当時の一般情勢は1つに農村からの激しい労働力の流出であり、農繁期の労働力対策として農家相互間の助け合いのかたちの組織化が要求され、生産手段も耕う

第2表 稲作生産組織の展開

年 代	農 業 情 勢	生 産 組 織 ・ 作 業 内 容	主 要 生 産 手 段
昭和 35～36年	年雇い、2・3男 の流出	生産組合活動 (防除の共同作業)	防 除 機 (長管多頭口)
40～42	臨時雇いの雇用難	集団栽培の成立 (耕起・代かき・田植・防 除の共同作業)	トラクター 防除機(スワース)
43～45	補助労働力の減少	集団栽培の一般化 (耕起・代かき・田植・防除お よび一部収穫の共同作業)	バインダー ハーベスター
46～49	小規模農家の経営 能力喪失	受託組織の成立 (耕起・代かき・田植・防 除・収穫の請負作業)	防除機(SSダスター) 田植機 自脱型コンバイン
50年以降 (予想)	小規模農家の離農	受託組織の一般化 (集落農場・機械銀行)	育苗施設、コンバイン カントリーエレベーター

ん機から大型トラクターに変化し、利用の経済性を高めるうえから共同で利用することが必要であった。第2点は労働力の減少が農家の減少をもたらししていない。零細農家が兼業を余儀なくされながら他方では農業生産を維持するための組織を必要としていた。第3点には全国的に米づくり運動がすすめられていた時期で、集団栽培を中心とする組織化は、米づくりムードの中で構造改善事業をはじめとする各種の奨励事業で促進されていた(第2表)。

この営農組合の発展の経過をみると、42年から45年までの、いわゆる高度集団栽培期には農繁期の労働力の階層間調整をはかり、栽培面では多肥、多収性品種への統一など、個別経営の階層差をとまわらない技術の集団化、平準化によって600kg→620kg/10aと増収効果が期待でき、一方においてはトラクターを軸とする共同利用、共同作業による省力化の効果も大きかった。

この結果、兼業農家は農業生産も維持でき、兼業も安定するようになった。しかしこの組織化により兼業をすすめる結果となったことも事実である。このため

組織を維持する中核的農家、オペレーターは組織を維持するために個別経営に圧迫を感じながらも“部落ぐるみ”、“相互扶助”の精神から組織を解散することはできなかった。このため専業農家が、規模を拡大し自立経営をめざして発展できるシステムに改める必要が生じていた。そして組織内では現在の部落ぐるみの組織から5～6戸の専業農家で機械を所有し、作業受託を行なう組織にする構想が生まれていた。

このような時期に弘前市が農工併進対策として水稻モデル営農団地育成事業を計画し、将来における請負耕作を目的としたもので、この事業の指定を受け、5戸のオペレータ農家による受託組織に再編された。再編当時は旧集団の機械施設を引きつぎ、さらに収穫乾燥施設を導入整備して主に作業受託は耕起・代かきと収穫作業を中心に実施した。46年にいたり機械移植の実用化にともない共同育苗の必要にせまられ、県内では第1に大規模育苗施設設置事業の指定をうけ、隣接するT営農組合と共同出資による育苗組合を設立しこの運営に当り、翌47年から田植作業の受託へと進んだ(第3表)。

第3表 組織発展の過程の中での大きな問題点と解決点

問 題 点	解 決 点
昭和42年：兼業化が進み、機械の大型化が、共同防除組合では満足できなかった。	高度集団栽培組合結成：20馬力トラクター2台、大型防除機1台を導入し、耕起・代かき・田植・共同防除を実施する。
昭和45年：兼業が安定したのにくらべ、専業（オペレーター）が個人経営に圧迫を感じ、そのため脱退の気運がでる。	田植機・バインダー・ハーベスターの出現により水稻省力栽培が可能になる。 専業オペレーター農家が高度集団栽培組合の施設を引きとり、作業受託へ改組、再出発する。
昭和46年：水稻機械化一貫体系の中で、田植機使用の育苗問題が難関となった。	外瀬省力生産組合と共同で、弘前第一育苗組合を設立、大規模共同育苗施設設置事業の指定を受ける。育苗・田植の受託作業が可能となった。

このような受託組織の発展は受託量の安定確保を第1条件とするが、さらには確保された受託地の団地的作業体系の確保が受託組織定着の条件と考えられるが現実には必ずしもそうではない。委託農家は年々固定化の傾向にあるが、受託量は減少している。これは組合の機械装備が集落の全面積を消化できる能力がなく、このため周辺農家が相対で受託しており、委託農家は両者の作業料金比較のうえで申込みする例が多く、団地的な作業の計画消化ができない。営農組合では請負耕作へ発展する過渡的段階として作業受託を行なっているが、現状の技術評価をとまわらない料金決定システムでは委託農家のうけるメリットに比べて受託農家のメリットは少ない。技術格差、生産力格差を加味した料金の決定さらには、長期にわたる請負耕作の成立なくしては受託サイドの安定した経営の規模拡大に結びつかない。

4 ま と め

この営農組合が36年の水稻共同防除組合の設立か

ら今日まで、組織発展の過程を段階的にみると、水稻共防から高度集団栽培へ、高度集団栽培から受託組織へ、さらには受託規模拡大のための育苗組合の設立に区分できる。第1の過程では、外部的には兼業化の進行と労働力の減少による相互間の助け合いの形での組織化であり、内的には機械施設の合理化対策である。第2の段階では、担い手農家の減少と個別経営の圧迫が少数の農家による機械の体系的利用と受託化、さらには担い手農家が経営安定のために作業規模拡大の方向にすすんできた。

以上のように、組織発展過程において内部に発生する諸問題を解決するために、集団栽培→受託化の方向をたどってきたが、その側面には奨励事業が大きな契機になっていたことは事実である。

この地区のように、兼業化のすすんでいる地区で共同利用、共同作業を目的とした生産組織が一時的に作業あるいは経営の受託組織へ転化するのが自然な一つの方向とも云える。

稲作生産における集団化と受委託

阿部健一郎・柴田昭治部・嶋崎 善治

（秋田県農業試験場）

1 研究のねらいと背景

稲作の集団栽培は、参加農家にそれぞれ集団化効果を実現し、農民の主体性を確立し得るものとして、急

速に全国各地に普及した。

しかし、これらの集団は、1960年代における経済の「高度成長」政策に伴う著しい農業労働力の流出と、これを可能にした機械化「一貫体系」の確立によって、